

産業廃棄物処理計画書		2025年6月30日
川口市長殿		
	提出者 住 所 埼玉県川口市東領家5-9-8 氏 名 豊川興業株式会社 工場長 渋谷 浩正 電話番号 048-223-0200	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。		
事業場の名称	豊川興業株式会社	
事業場の所在地	埼玉県川口市東領家5-9-8	
計画期間	2025年4月1日～2026年3月31日	
当該事業場において現に行っている事業に関する事項		
① 事業の種類	E21窯業-土石製品製造業	
② 事業の規模	製造品出荷額 2,230百万円 (2024年度実績)	
③ 従業員数	39人	
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	スラッジ水 → 脱水処理 → コンクリートくず → 処分委託	

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙のとおり

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	1300 ガラス・陶磁器くず コンクリート
	排 出 量	16484 t	7167 t
	（これまでに実施した取組） 顧客（ゼネコン）からの発注依頼を元に生コンを製造しているが、 発注ミス（計算ミスなど）による返品が一向に減らない。製品の特性 上、返品された生コンは在庫保管不可のため我々にできる排出抑制策 は無い。 役所からゼネコンに指導いただきたい。		
② 計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	1300 ガラス・陶磁器くず コンクリート
	排 出 量	18000 t	9000 t
	（今後実施する予定の取組） 同上		

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	（分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 脱水汚泥と上澄水に分ける中間処理を行なっている。
②計画	（今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組） 上記取組と同様。

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行った産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら再生利用を行う産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行った産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量した産業廃棄物の量	9317 t	t
	(これまでに実施した取組) 分別した上澄水を場内で使用する。(場内散水や残コン処理等)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	汚泥	
	自ら熱回収を行う産業廃棄物の量	0 t	t
	自ら中間処理により減量する産業廃棄物の量	9000 t	t
	(今後実施する予定の取組) 上記取組と同様。		

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った 産業廃棄物の量	—	t
	(これまでに実施した取組)		
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類	—	
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	—	t
	(今後実施する予定の取組)		

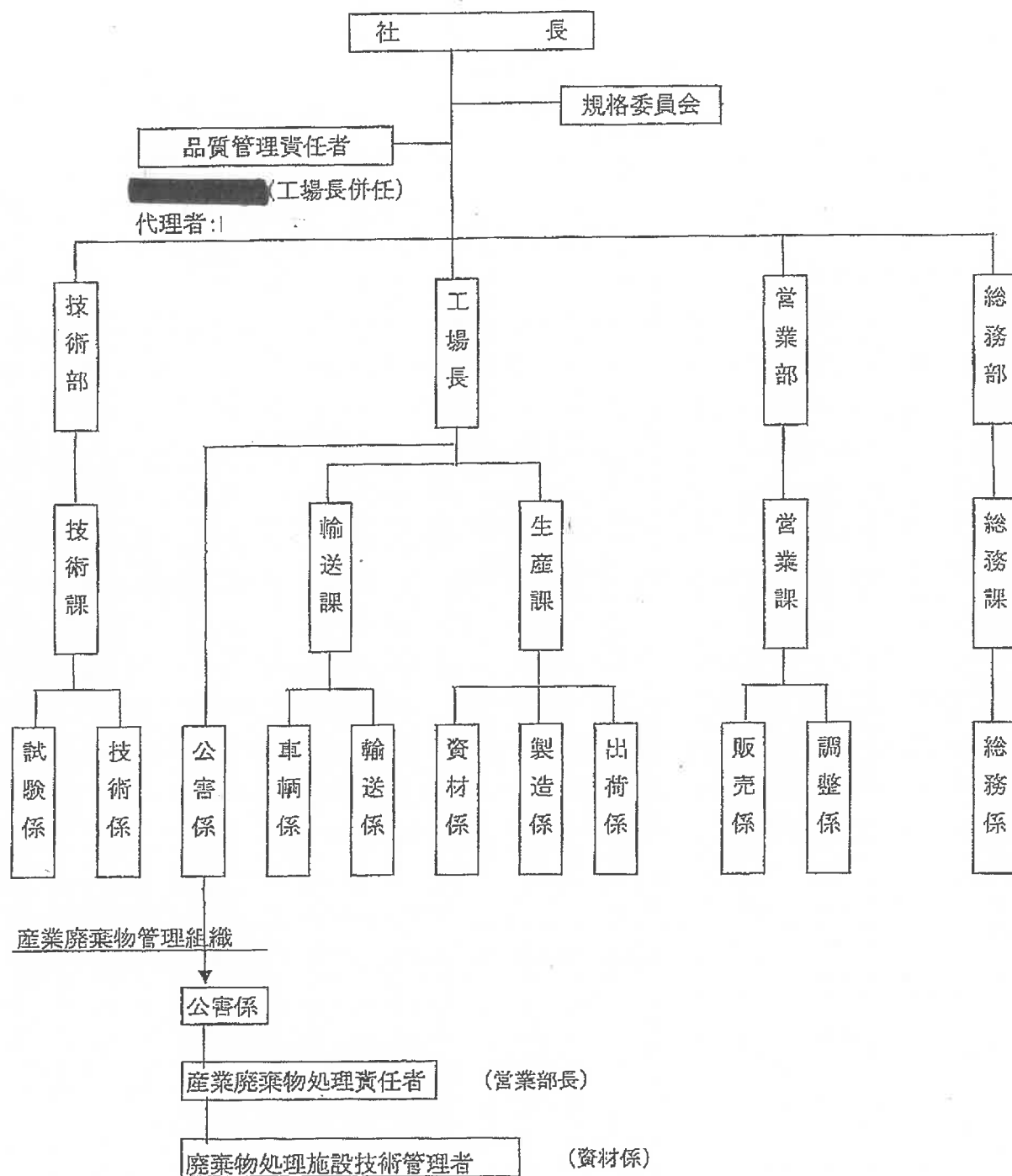
産業廃棄物の処理の委託に関する事項

① 現状	【前年度（2024年度）実績】		
	産業廃棄物の種類		1300 ガラス ・ 陶磁器くず コンクリート
	全 処 理 委 託 量	t	7167 t
	優良認定処理業者への 処 理 委 託 量	t	0 t
	再生利用業者への 処 理 委 託 量	t	0 t
	認定熱回収業者への 処 理 委 託 量	t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処 理 委 託 量	t	0 t
	(これまでに実施した取組)		

②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		1300 ガラス・陶磁器くず コンクリート
	全処理委託量	t	9000 t
	優良認定処理業者への 処理委託量	t	0 t
	再生利用業者への 処理委託量	t	0 t
	認定熱回収業者への 処理委託量	t	0 t
	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t	0 t
	(今後実施する予定の取組) 前記取組と同様。		
※事務処理欄			

本社工場の組織は図1.1のとおりとする。

图 1.1



平成18年 8月 1日 制定	社員教育規定	記号	ページ
平成18年 8月 10日 実施		A 5	2

5. 社員教育の計画および実施

QMRは、諸情勢を加味し社員教育の年間計画を立案し、その教育計画に基づき確実に実施する。

6. 教育の内容

6.1 社内教育

- (1)就業規則及び社内規格の周知徹底に関する事項
- (2)社内標準化及び品質管理に関する事項
- (3)顧客へのサービス及びマナー全般に関する事項
- (4)製造設備、検査設備及び車輛の維持保全及び改善に関する事項
- (5)コンクリートの製造、運搬、各試験及び検査方法に関する事項
- (6)安全衛生及び公害に関する事項
- (7)その他必須事項

6.2 社外教育

- (1)社外講習会、研修会への出席参加
- (2)コンクリートの講習会
- (3)コンクリート技士、主任技士受験(コンクリート工学協会)
- (4)品質管理講習会(日本規格協会)
- (5)技術会(関係会社など)
- (6)公害、産業廃棄物講習会(日本環境衛生センター、産業廃棄物処理振興センター)
- (7)その他外部講習

6.3 新入社員の教育

工場長は、新入社員に対して会社全般に関する事項について教育する。

各担当者は、工場長指示に従い担当係に係わる事項について、教育訓練を実施する。

6.4 報 告

(1) 社内教育

社内教育を実施した場合、開催日、出席者、教育内容を記録した社員教育実施表を作成し保管する。

(2) 社外教育

各教育機関の講習会に参加した者は、社員教育記録を作成し、上司に報告すると共に必要に応じて関係者を集め説明会を実施する。

6.5 有効性評価

社内教育並びに社外教育についてそれぞれの有効性を評価する。有効性は実施報告書の内容を総合的に判断し、QMRが評価する。

備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完成工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「―」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。